

第3章 都市づくりの方針

1 土地利用の方針

(1) 土地利用に関する基本的な考え方

1) 拠点を中心とした効率的な土地利用の誘導

本市の都市構造は、これまでの人口増加による宅地開発や産業振興に向けた企業立地を背景に、郊外へと拡大して都市構造を形成してきました。しかし、人口減少、少子高齢社会の到来や、中心市街地の魅力向上に対するニーズへの対応等の課題を抱える中で、今後も持続可能なまちづくりを推進するには、集約型のコンパクトな都市構造への転換が必要となっています。

このため、将来都市構造で示した各拠点における都市機能の充実と公共交通を中心に拠点間の移動利便性を確保する集約型都市構造の実現を目指し、本市の拠点を中心として、居住、商業、医療、福祉等の都市機能を集積させるとともに、その周辺に居住機能を配置する土地利用の誘導を図る方針とします。

2) 農地等の未利用地の活用

今後、少子高齢化・人口減少が進展するなかにおいて、市街地の低密度化を抑制していくためには、人口密度が高く生活サービス施設が多く立地する市街化区域内への居住の誘導が必要となります。一方で、本市は他都市よりも市街化調整区域における人口の分布が比較的多い状況となっていることから、市街化調整区域での無秩序な開発などを抑制し、コンパクトな市街地の形成を進めるためにも、市街化区域内における魅力的な居住環境の創出が求められます。

そのため、市街化区域内における農地等の未利用地について、災害時の避難場所や生活の中で身近に緑に触れ合える場としての機能の維持に配慮しつつ、駅周辺の利便性の高い地域では住宅地への転換など、有効な土地利用の促進を図る方針とします。

3) 空き地等の低未利用地の活用

人口減少期を迎えた本市においては、都市の内部において、空き地等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化が懸念されています。

このため、市街化区域内における低未利用地については、駐車場等の現状の活用状況を踏まえつつ、生活サービス施設が維持された利便性の高い市街地の形成に向け、拠点周辺の魅力を高めるための活用や住宅地への転換など、有効な土地利用の誘導を図る方針とします。

4) 既存資源の保全と活用

一団の農地等については、現状の土地利用の保全に努め、既存コミュニティの維持や定住人口の確保が必要な既存集落などの区域では、地域の実情にあった適正な土地利用を図ります。幹線道路沿いの一部の農地等については、本市の活力を向上するために、周辺環境と調和して、産業振興に向けた土地利用を図ります。

狭あい道路などを有する一部の既存集落では、防災機能の向上を図る観点から、土地利用上の対策が必要となる場合も考えられるため、農地等の自然環境の保全を図ることを前提とした上で、道路の拡幅などにより安全性を確保します。

既存の住宅団地については、関係機関等と連携を図り、適切な維持及び利活用に努めます。

(2) 土地利用の区分及び方針

1) 土地利用の区分

土地利用の用途に見合った方針を定めるにあたって、以下のように土地利用区分を設定します。

■土地利用の区分

区分	土地利用のイメージ
①低層住宅地	2階程度の低層の戸建て住宅が中心となる土地利用
②中高層住宅地	戸建て住宅や共同住宅（マンション・団地）が立地する土地利用
③一般住宅地	住宅と小規模な店舗・事務所（約1,500㎡程度）などが立地する土地利用
④商業地	商業・業務施設が立地する土地利用
⑤近隣商業地	近隣住民が必要とする日用品を販売する店舗などが立地する土地利用
⑥工業地	工場などが立地する土地利用
⑦沿道複合地	飲食店や事務所など、沿道サービス施設が充実した土地利用
⑧田園集落地	農地と既存集落が共存している土地利用
⑨レクリエーションエリア	多くの人が集い、憩いや安らぎを享受できる施設が立地する土地利用
⑩暮らしと安全のエリア	暮らしと安全のために必要な公共公益施設が立地する土地利用

2) 土地利用の方針

土地利用は、前述の区分に応じて、本市の目指す将来都市構造図を基に配置するとともに、都市づくりの目標の実現に向け、次の土地利用を形成する方針とします。

①低層住宅地

低層住宅地は、中心拠点である江南駅に近接しており、生活軸として位置づけた(都)名古屋江南線と(都)江南岩倉線に挟まれた区域に配置し、低層の戸建て住宅を中心とした緑豊かで落ち着いたきのある良好な居住環境を有した住宅地の形成を図ります。



低層住宅地のイメージ

②中高層住宅地

中高層住宅地は、中心拠点である江南駅に近接しており、生活軸として位置づけた(都)名古屋江南線や(都)江南岩倉線の沿道及び地域拠点の周辺を中心に配置し、戸建て住宅のほか、共同住宅（マンション・団地）などの中高層の住宅の立地を誘導する土地利用の形成を図ります。



中高層住宅地のイメージ

③一般住宅地

一般住宅地は、主に中心拠点及び地域拠点の周辺部に配置し、公共公益施設、小規模な店舗、事務所などの多様な立地を許容する住宅地として、暮らしやすく利便性が高い居住環境の維持・形成を図ります。

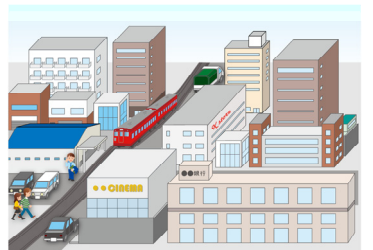
布袋駅の東側については、駅に近接する高い利便性を活かした新たな住宅地の形成を図ります。



一般住宅地のイメージ

④商業地

商業地は、中心拠点となる江南駅周辺に配置し、市内各地からのアクセスの良さを活かした魅力ある拠点形成のため、ニーズに応じた多様な都市機能の維持や集積を図ります。



商業地のイメージ

⑤近隣商業地

近隣商業地は、中心拠点となる江南駅周辺の商業地の周囲及び布袋駅周辺に配置します。

江南駅西側は、幹線道路の沿道に位置する特性と合わせ、周辺住民の生活利便性の向上に資する商業施設の維持・充実を図ります。



近隣商業地のイメージ

布袋駅周辺については、市の南部地域の新たな拠点施設となる布袋駅東複合公共施設を中心として、都市機能を集積し、新たな近隣商業地の形成を図ります。

⑥工業地

工業地は、産業軸沿道や市街地の外周部に配置し、本市の活力を向上する産業振興に向けた効率的な土地利用を図るとともに、市街地における住宅地と工業地の混在を抑制する土地利用を図ります。

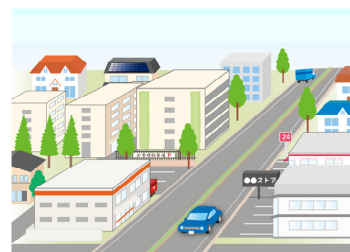
産業軸である(都)北尾張中央道、(都)愛岐大橋線、(都)愛岐南北線及び(都)豊田岩倉線沿道の周辺の区域については、無秩序な開発を防ぎ、周辺環境と調和した工業地の形成を図ります。



工業地のイメージ

⑦沿道複合地

沿道複合地は、中心拠点と地域拠点を結ぶ(都)名古屋江南線や(都)江南通南線の沿道のほか、東西方向に形成されている(都)江南池之内線や(都)北尾張中央道の沿道などに配置し、商業施設や生活サービス施設と住宅地が調和した土地利用の形成を図ります。



沿道複合地のイメージ

⑧田園集落地

田園集落地は、既存集落と共生して、一団の農地の保全に努め、緑化機能の確保を図ります。



田園集落地のイメージ

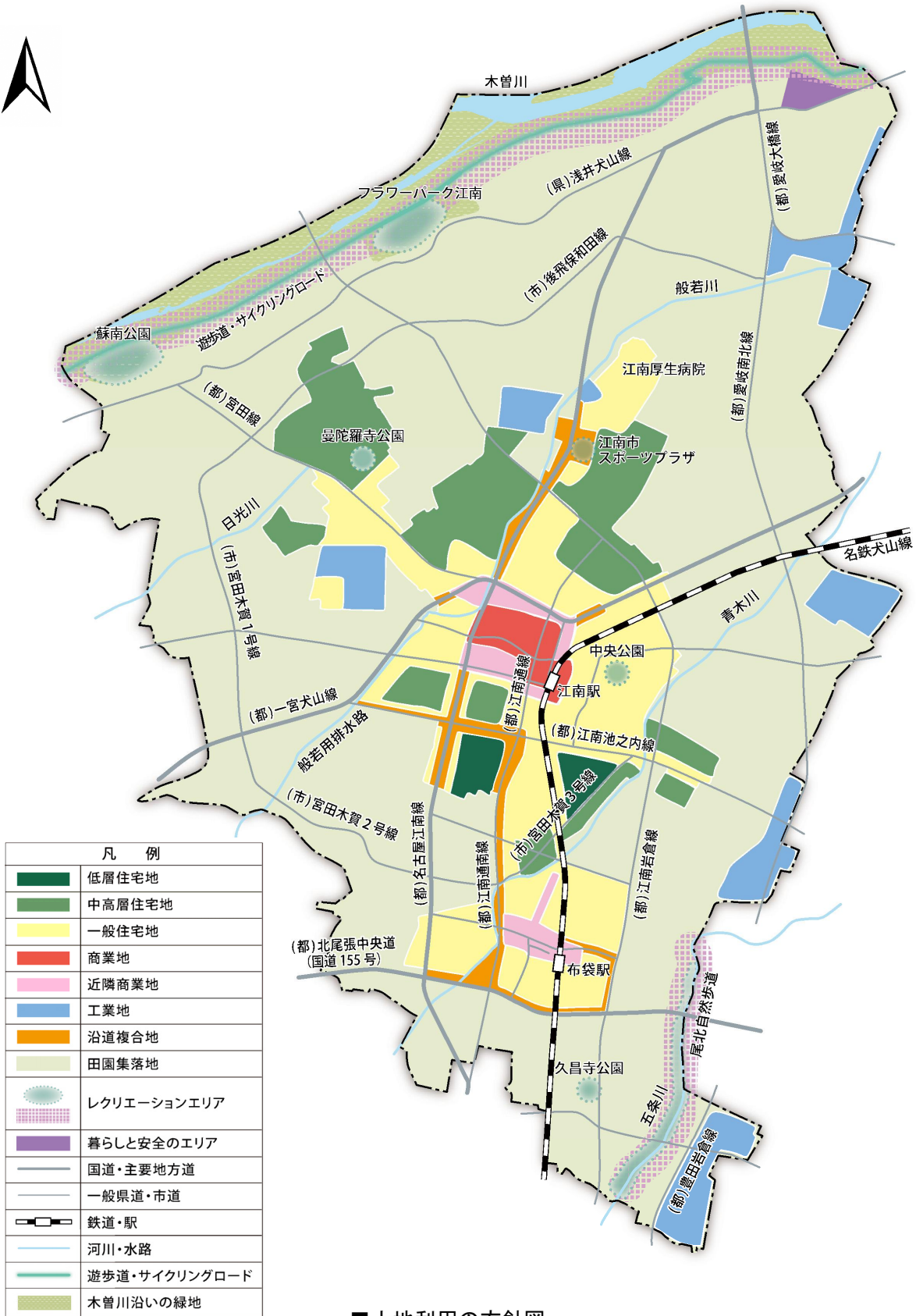
⑨レクリエーションエリア

北部の木曾川沿いに位置する遊歩道・サイクリングロードや南部の五条川沿いに位置する尾北自然歩道は、近隣市町につながる広域的な健康・レクリエーションの場として、環境の保全に努めるとともに、機能の維持及び活用を図ります。

江南藤まつりが開催される曼陀羅寺公園、遊歩道・サイクリングロード沿いに位置するフラワーパーク江南については、広域的な健康・レクリエーションの場として、機能の維持及び活用を図ります。

⑩暮らしと安全のエリア

暮らしと安全のために必要な公共公益施設用地として、広域処理する新ごみ処理施設や災害時の防災拠点など、適切な土地利用の形成を図ります。



■土地利用の方針図

2 施設整備の方針

2-1 交通施設の方針

(1) 交通施設に関する基本的な考え方

1) 道路交通の円滑化

広域の自動車交通にも対応した円滑な移動環境を確保するため、道路交通ネットワークの骨格となる都市計画道路等の整備を推進するとともに、鉄道駅周辺の移動円滑化や周辺地域の回遊性の向上に向け、関係機関と連携を図り、鉄道高架化事業を推進します。

2) 公共交通の利便性の確保

本市の中心拠点間及び中心拠点と地域拠点間を結ぶネットワークとして、鉄道や路線バスを中心とする公共交通を維持確保します。

鉄道は、本市にはリニア中央新幹線の開業が予定される名古屋駅と直結する名鉄犬山線が通っており、広域的な移動手段として重要な役割を担っています。通勤・通学が流出超過となっている本市の特性を踏まえ、市内外への移動利便性の確保に向けて交通結節点となる江南駅や布袋駅では、路線バスとの交通ネットワークを確保します。

バス等については、路線バス、いこまいCAR^{※1}等の交通機関の連携により、誰もが安心して移動できる交通環境の維持確保を目指します。

また、利用者の利便性の向上を図るため、駅前広場等の駅周辺の施設については、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化など、誰もが利用しやすい交通環境の形成を目指します。

3) 防災機能等の向上

防災機能や環境形成機能など、道路が有する多面的な機能を活用し、火災時における延焼防止や健全な住宅地の形成に向けて、都市計画道路や身近な生活道路の整備を図ります。

また、災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進します。

4) 安心・安全な歩行者の通行と自転車利用の促進

歩行者と自転車がお互いに安心して通行できるよう、歩道の設置やバリアフリー化などを推進します。

また、自転車利用のルールやマナー向上に向けた取り組みを実施するとともに、地域のニーズに応じた自転車等駐車場の配置や木曽川沿いのサイクリングロードを活用したイベント等による啓発活動など、まちづくりに自転車を活用する施策の検討を進め、自転車の利用促進を図ります。

※1：市民の市内移動の交通手段として、市が運行しているタクシーを利用した交通サービス。

(2) 整備方針

1) 道路等

次のとおり道路を区分し、広域的な道路網と整合を図るとともに、土地利用等と連携して、適切に組み合わせて配置し、本市の道路網及び骨格を形成します。

■道路の区分

区分	道路区分のイメージ
①主要幹線道路	主として地方生活圏及び主要な都市圏域の骨格を形成するとともに地方生活圏相互を連絡する、多量の自動車交通に対応した道路
②幹線道路	都市の骨格を形成し、都市の出入り及び都市内の交通を受け持つ道路
③補助幹線道路	幹線道路と生活道路を連絡し、交通を分散させる機能を持つ道路
④特殊道路	自転車や歩行者等の専用の交通に対応した道路

各道路の整備方針を次のとおり示します。

① 主要幹線道路

尾張都市計画区域の一宮市、小牧市、春日井市等の主要都市を相互に結ぶ広域道路網の役割を担うよう、(都)北尾張中央道の4車線化整備を図ります。



(都) 北尾張中央道

② 幹線道路

本市と近隣都市や市内の各地域を結ぶ幹線道路は、市内の円滑な交通処理や市街地の良好な環境を形成するため、接続する隣接市町とも連携を図り、(都)江南通線、(都)江南大口線、(都)江南岩倉線、(都)豊田岩倉線などの整備を図ります。



(都) 江南岩倉線

③ 補助幹線道路

幹線道路と生活道路を連絡する補助幹線道路は、地域の円滑な交通処理や良好な環境を形成するため、(都)布袋駅線、(都)本町通線などの整備を図ります。



(都) 布袋駅線

④ 特殊道路

自転車・歩行者専用道路となる(都)布袋駅西通線の整備を図ります。

⑤ その他の道路

(市)^{※1}後飛保和田線、(市)宮田木賀1号線、(市)宮田木賀2号線、(市)宮田木賀3号線は放射状に広がる幹線道路を結び、市街地を取巻く軸となる環状道路として、適切な維持管理を実施します。

鉄道駅周辺では、駅前広場及び駅へのアクセス道路など、交通結節点としての機能強化を図るための整備を推進します。

地域や集落における通学路を含む身近な生活道路については、安全性の向上を図るため、歩道の設置、狭あいな道路の拡幅及び照明灯や反射鏡等の交通安全施設の設置を推進します。

道路の安全性・信頼性を確保するため、「江南市道路施設長寿命化計画」に基づいた計画的な道路施設の維持管理を実施します。

⑥ 都市計画道路の見直し

都市計画決定から長期未着手となっている都市計画道路のうち、既存道路で機能の代替が可能となる路線などについては、必要に応じて見直しを検討します。

※1：主要市道の略。



凡 例	
	主要幹線道路
	幹線道路
	補助幹線道路
	特殊道路
	環状道路
	鉄道・駅
	市街化区域

- : (未整備、現道あり)
- : (未整備、現道なし)

※市街化区域については、平成 30 年度末時点のおおむねの市街化区域を表示しています。

■道路整備の方針図

2) 公共交通

① 鉄道

鉄道は、リニア中央新幹線の開業が予定されている名古屋駅や近隣市町との広域的な交通ネットワークとして、利便性の確保に向け、鉄道事業者への働きかけを行います。

また、踏切渋滞、踏切事故の問題を解消するため、愛知県など関係機関と連携を図り、布袋駅付近の鉄道高架化事業を推進します。

江南駅周辺については、駅利用者の円滑かつ安全な移動利便性の確保に向け、駅へのアクセス道路の交通環境改善など都市基盤の整備・検討を進めます。

布袋駅周辺では鉄道高架化事業の進捗に合わせ、駅前広場や駅へのアクセス道路の整備を推進するとともに、布袋駅ではバリアフリー法に対応したエレベーターのほか、利便性向上を図るためエスカレーターの整備を推進します。



名鉄犬山線

② バス・いこまいCAR

路線バスは、鉄道と連携し、中心拠点間や中心拠点と地域拠点を結ぶ路線を中心として、運行サービスの維持確保を図ります。また、その他の路線バスについては、現状の運行サービスの維持に努めるほか、利用の状況に応じて、適切な見直しを検討します。

路線バスでカバーできない地域については、いこまいCARにより市内全域を移動できる環境を維持確保します。



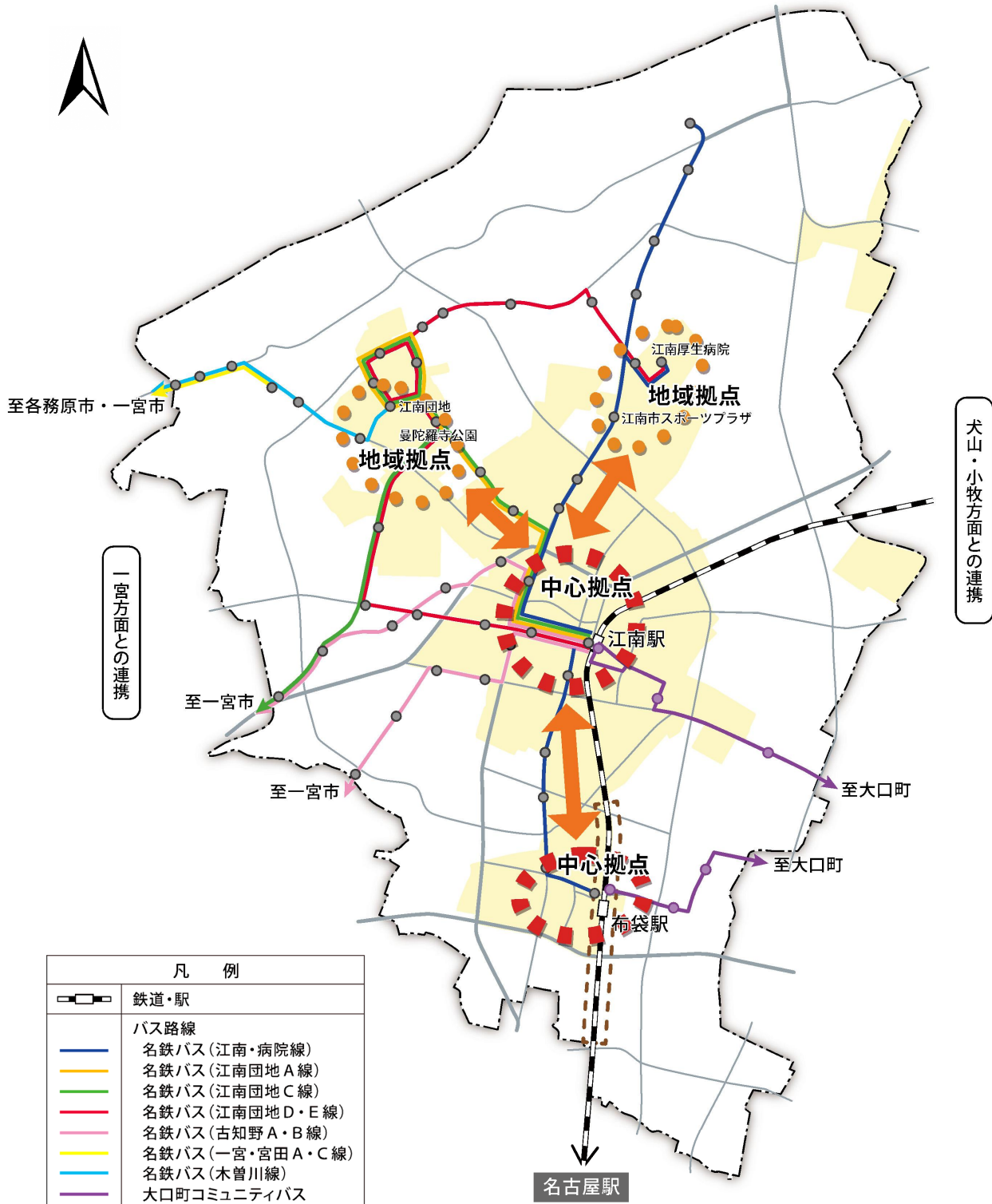
名鉄バス



いこまいCAR（運行しているタクシーを利用した交通サービス）

3) 駐車場・自転車等駐車場

公共交通機関や自転車の利用促進と利便性の向上に向けて、駅周辺の民間による駐車場や自転車等駐車場を維持確保するほか、バス停周辺での公共施設や商業施設等と連携した自転車等駐車場整備の検討を進めます。



一宮方面との連携

犬山・小牧方面との連携

岩倉・名古屋方面との連携

凡 例	
	鉄道・駅
	バス路線
	名鉄バス(江南・病院線)
	名鉄バス(江南団地A線)
	名鉄バス(江南団地C線)
	名鉄バス(江南団地D・E線)
	名鉄バス(古知野A・B線)
	名鉄バス(一宮・宮田A・C線)
	名鉄バス(木曾川線)
	大口町コミュニティバス
	バス停
	名鉄バス
	大口町コミュニティバス
	拠点間の交通ネットワーク
	鉄道高架化事業
	市街化区域

※市街化区域については、平成 30 年度末時点のおおむねの市街化区域を表示しています。

■公共交通の方針図

2-2 公園緑地等の方針

(1) 公園緑地等に関する基本的な考え方

これからの本市は、人口減少・少子高齢化が進展するなかでも、市内に残る豊かな自然や歴史・文化とともに育まれてきた緑を次世代へと継承していく必要があります。そして、公園緑地等も含めた今ある資源を活かして緑の充実を図り、ゆとりと潤いのある生活都市の実現を目指していくことが求められています。

このため、「骨格となる緑」、「拠点となる緑」、「軸となる緑」を本市の緑の将来像に位置づけます。

なお、本市の市民一人当たりの都市公園面積（平成29年3月現在）は、3.9㎡/人と、愛知県の平均の8.0㎡/人を大きく下回るなか、市民が感じる緑の量も地域によって差があります。

公園緑地等の保全を継続しながら、地域バランスのとれた適切な配置・整備を検討します。

(2) 整備方針

1) 骨格となる緑

本市の北部に広がる木曽川及び河川沿いの樹林地や草地は本市を代表する景観の1つであり、優れた自然環境を有するとともに多様な生物の生息地として保全を図ります。

市街化調整区域に広がる一団の農地は、営農、洪水等による浸水被害の抑制、田園景観の形成など様々な機能を有しているほか、本市の緑地面積の大部分を占める緑であり、地域と協力して保全に努めます。

2) 拠点となる緑

フラワーパーク江南は、広域的なレクリエーションの場として機能する当該施設の魅力を高め、より一層の利用が図られるよう、公園整備を促進します。

木曽川沿いに位置する蘇南公園や市街地にある中央公園などの大規模な都市公園では、緑の拠点としての魅力を高めるため、機能の充実を図ります。

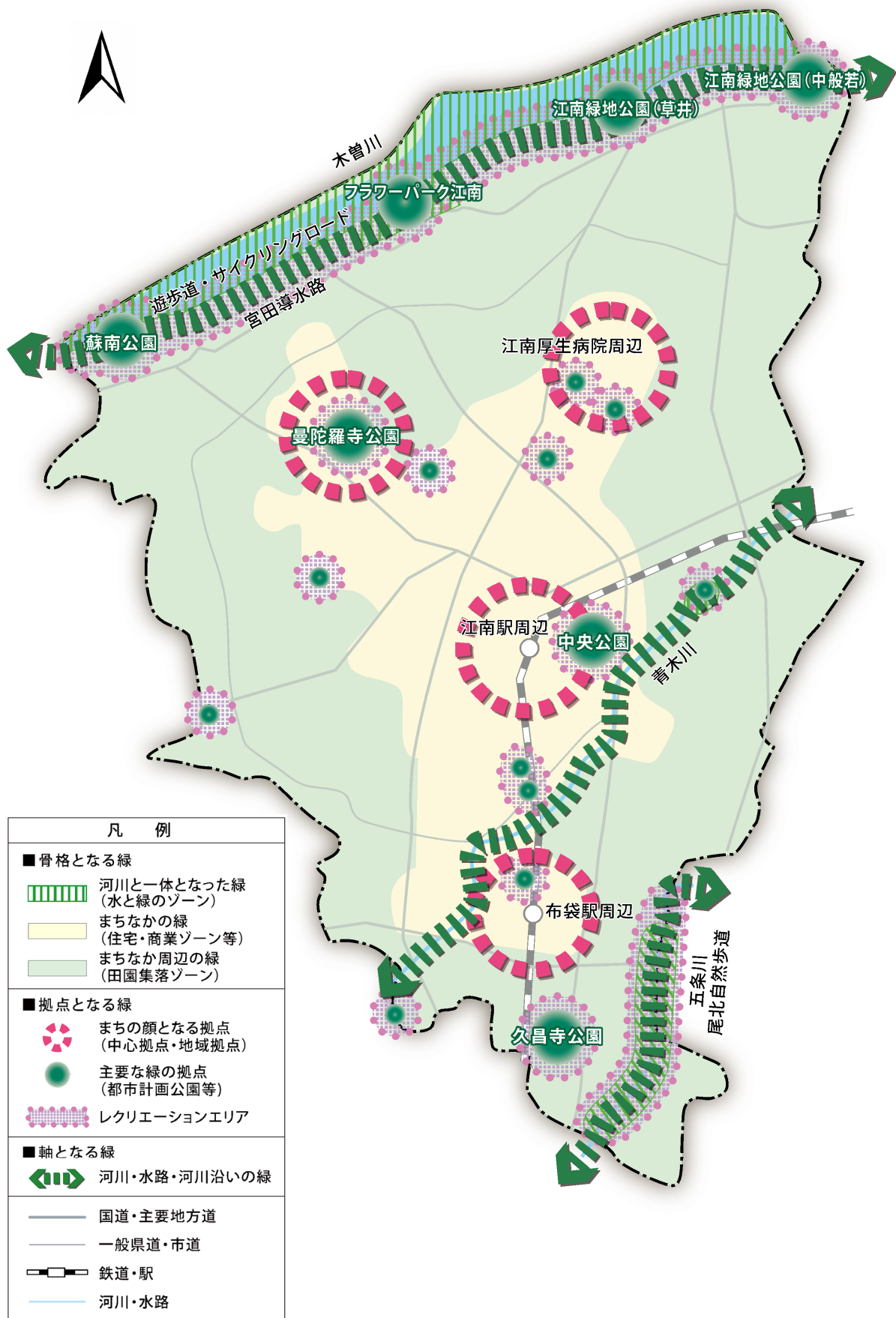
曼陀羅寺公園の江南藤まつり等は、本市の花と緑にふれあえる広域的なレクリエーションの場として機能していることから、緑の拠点としての魅力を高めるため、市民や来訪者のニーズを把握して更なる利用の促進を図ります。

3) 軸となる緑

木曽川沿いに位置する遊歩道・サイクリングロードは、木曽川の自然を楽しむことができるレクリエーションのネットワークを形成しており、適切な維持管理と利用の促進を図ります。

五条川沿いに位置する尾北自然歩道は、犬山市から岩倉市へとつながる美しい桜並木を有しており、歩道と桜並木の保全に努めるとともに、利用の促進を図ります。

宮田導水路の遊歩道は、地域のふれあい・コミュニケーションの場として新たな緑のネットワークが形成されるように、整備を推進します。



■公園緑地等の方針図（緑の将来像）

2-3 市街地整備の方針

(1) 市街地整備に関する基本的な考え方

本市の市街化区域は約 735ha で、市全体 (3,020ha) の約 24%となりますが、人口は約 46,200 人で、全体の約 47%となっています。

今後、人口減少・高齢化が進展する中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、集約型都市構造への転換が必要です。

このため、都市機能の集積・維持を図る鉄道駅を中心とした中心拠点の形成や、日常生活において中心的な施設を有する地域拠点を形成し、それらの周辺に居住の誘導を図るとともに、中心拠点及び地域拠点を有機的に結ぶネットワーク（軸）の形成を目指し、魅力的な宅地供給や利便性の高い産業用地の確保に向けた効果的かつ戦略的な都市基盤整備の推進を図ります。

また、新たなまちづくりや限られた財源を有効に活用するため、民間の資本やノウハウを活かした官民連携（PPP）の取り組みも進めます。

(2) 整備方針

1) 拠点周辺の整備

江南駅周辺は、市内各地からのアクセスの良さを活かすとともに、地域の意向を踏まえた魅力ある中心市街地の形成を図るため、駅までの交通手段の維持・確保、都市計画道路の整備の推進、江南駅前の市街地開発の検討を進めます。

布袋駅周辺は、鉄道高架化事業や土地区画整理事業の進捗と合わせ、都市計画道路や公園等の必要な基盤整備を推進し、本市の南の玄関にふさわしい市街地の形成を図ります。駅東側については、駅周辺の立地ポテンシャルを活かした魅力的な宅地供給のほか、新たなにぎわい・交流の創出にむけて民間活力を導入した複合公共施設の整備を推進します。

2) 既存資源の有効活用

増加傾向にある空家等については、地域資源としての空き家の流通・利活用を図るため、「江南市空家等対策計画」に基づき、空き家の改修方法や魅力等の情報発信などを行うとともに、空き家バンク制度の活用を図ります。

また、幹線道路の沿線など利便性の高い地域については、今後の本市の活力を向上するために、周辺環境と調和して、産業用地の確保を図ります。

2-4 河川・下水道の方針

(1) 河川に関する基本的な考え方

近年、各地で多発している異常気象などにより、局地的な集中豪雨による浸水被害が市内で発生しています。また、宅地化の進展により、保水機能を持つ農地が減少しており、浸水被害の発生が懸念されています。

このため、河川・排水路の改修や雨水貯留施設整備などの総合的な治水対策を行うことで、市民が安心して暮らすことができる水害に強い都市づくりを推進します。

(2) 河川の整備方針

1) 河川・水路

国が管理する木曽川や、県が管理している青木川、五条川、日光川については、河道拡幅や護岸、調節池等の整備を促進します。

また、市管理の準用河川般若川の整備を推進し、適切に維持管理します。

2) 治水対策

学校や公共施設等への雨水流出抑制施設の整備や、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置を支援し、市内の浸水被害軽減に向けた対策を推進します。

特定都市河川に指定されている新川流域に含まれる青木川、五条川、般若川流域での一定規模以上の開発について、雨水の流出抑制や浸透施設の設置を指導し、安全な市街地形成を図ります。

(3) 下水道に関する基本的な考え方

本市では、下水道整備の事業着手が平成5年度と遅かったため、平成29年度末の下水道普及率は約35%（愛知県内の普及率78%）であり、近隣市町と比べても低い水準となっています。

市街地を流れる河川の汚れも目立っており、下水道整備を計画的に進めるとともに、整備された区域においては早期に接続することが望まれます。

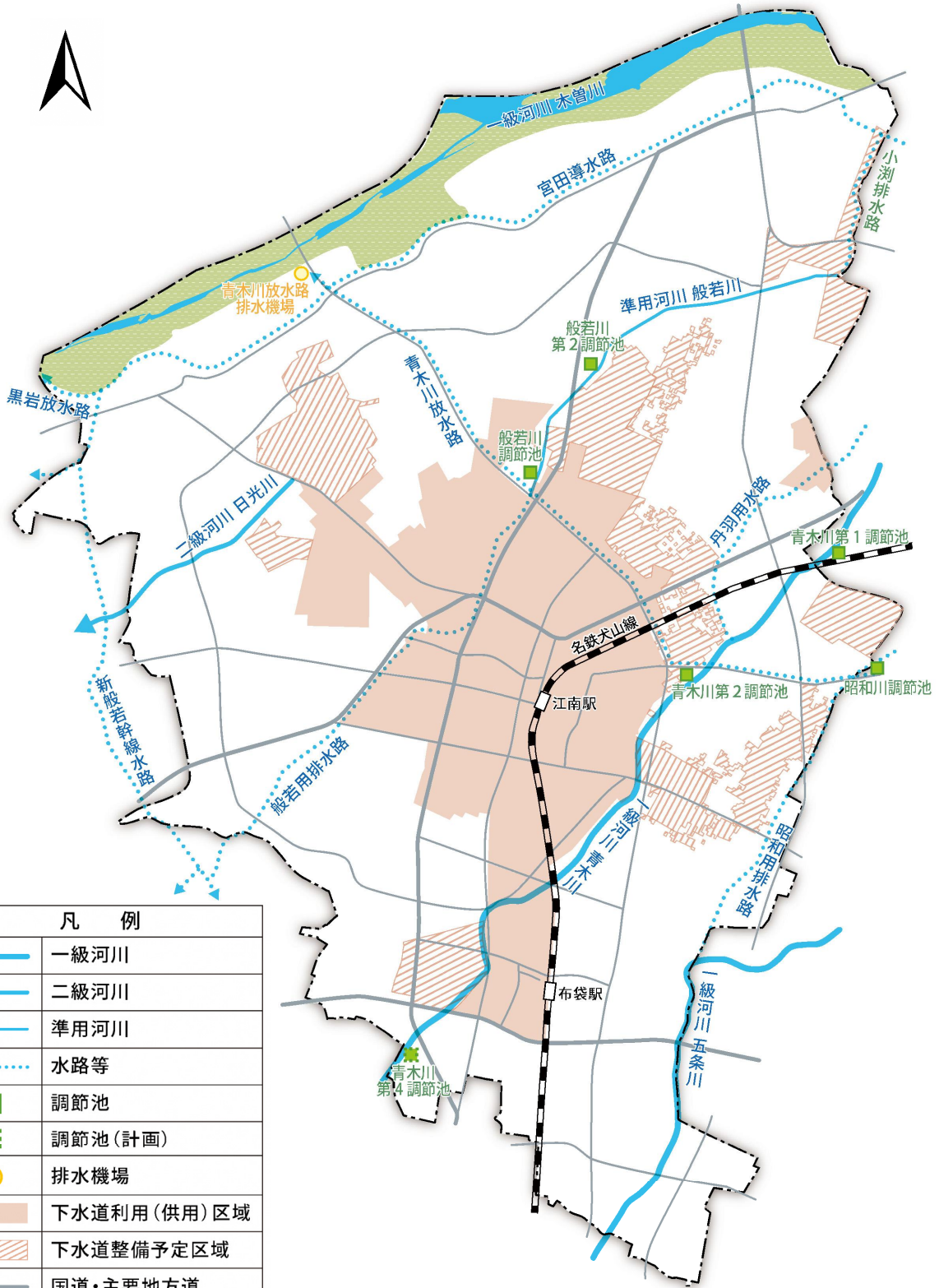
このため、今後とも、昔のような水のきれいな河川環境の再生に向けて、市街化区域において、下水道整備の推進及び接続の促進をしていくとともに、新たに市街地へ編入する箇所や鉄道高架化事業等により基盤整備が必要となる箇所については下水道整備を検討します。

(4) 下水道の整備方針

1) 公共下水道の普及促進

健康で快適な暮らしと良好な河川環境の実現に向け、下水道事業の整備予定区域について、「江南市公共下水道事業基本計画」に基づいた計画的な施設整備を推進します。

また、下水道への接続に対する市民の理解を深め、普及促進を図るため啓発活動を行います。



凡 例	
	一級河川
	二級河川
	準用河川
	水路等
	調節池
	調節池(計画)
	排水機場
	下水道利用(供用)区域
	下水道整備予定区域
	国道・主要地方道
	一般県道・市道
	鉄道・駅

※下水道利用(供用)区域、下水道整備予定区域については、平成30年3月時点

■河川・水路・下水道整備の方針図

2-5 公共公益施設の方針

(1) 公共公益施設に関する基本的な考え方

異なる機能を持つ施設の集約による利便性の向上、世代や性別等を越えた交流拠点の創出によるコミュニティの醸成、災害時だけでなく普段から高齢者、障害者、妊婦、子ども連れ等誰もが安心安全に利用できる施設づくりを進めます。

また、本市が保有する公共施設等については、公共施設の統廃合、用途の変更、複合化、運営手法の見直し等により更新費用とランニングコストの縮減を図りながら、これらを新たなまちづくりの契機ととらえ、ニーズの変化への対応や利便性の向上等につなげることで、「選ばれ続ける」ためのまちづくりを進めます。

ハード面の整備とあわせ、都市計画や人にやさしいまちづくりに興味を持ってもらえるよう、「江南市まちづくり出前講座」の活用など、ソフト面における充実を図ります。

(2) 整備方針

主な公共公益施設の整備方針を次のとおり整理します。

布袋駅東地区には、民間活力を導入した新たなにぎわいや交流を創出するために図書館や保健センターなどを備えた複合公共施設の整備を図ります。新しく整備する図書館については、市の特性にあわせて充実を図るため、規模や内容の検討などを踏まえ、より多くの市民に愛され利用されるように整備を図ります。

安心・安全なごみ処理の実現に向け、事業主体である尾張北部環境組合との連携により、広域的な処理をする新ごみ処理施設の整備を推進します。

妊娠期から切れ目のない支援を提供するため、子育て支援センター等の機能の拡充を推進します。保育園は、施設の規模・機能の適正化を図り、効率的な維持運営に取り組みます。

安心安全で質の高い学校給食を提供するため、必要な機能を備えた学校給食センターを適正な規模で更新する取り組みを進めます。

3 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

(1) 自然環境保全に関する基本的な考え方

木曾川及びその河川沿いの樹林地や草地は、優れた自然を有するとともに動植物の保全に資する機能を有しています。また、市街化調整区域に広がる農地は、農産物の生産を担うとともに都市環境に空間的なゆとりを与える機能を有しています。まとまりのあるこれらの自然環境の保全に努めます。

また、木曾川堤の桜並木や宮後八幡社をはじめ、市内各所に分布する社寺・古墳等は、歴史的風土を有する緑として保全に努めます。

(2) 自然環境保全の方針

1) 緑の保全と創出

市内各所でみられる宮後八幡社をはじめとする社寺林は、地域の貴重な自然資源及び景観資源であることから、社寺等と一体的な保全に努めます。

2) 水辺の自然環境の保全と活用

木曾川及び河川沿いの樹林地や草地は、優れた自然環境を有するとともに多様な生物の生息地として機能していることから、総合的な保全を図ります。

緑豊かで心が安らぐ水辺を創出する青木川や五条川の河川沿いの緑は、水と緑のネットワークとして適切な維持管理を行うとともに、公園内の親水施設と併せ、機能の維持を図ります。

3) 一団の農地の保全

市街化調整区域に広がる一団の農地は、営農の役割だけでなく、洪水等による浸水被害の抑制や田園景観の形成など様々な機能を有していることから、地域と協力して保全に努めます。

(3) 都市環境形成に関する基本的な考え方

近年、地球温暖化などの環境悪化による影響が数多く見られ、江南市が誇る自然環境もその影響が見られはじめています。

このような中、将来の子供たちに恵まれた環境を継承するためには、良好な都市環境を維持推進していく必要があります。都市環境の形成にあたっては、省エネや省資源などの持続可能な生活や、良好な都市および自然環境の創出が必要となります。

そのためには、私たちの生活が環境へ影響を与えているということを市民一人ひとりが認識することが重要となります。特に、温室効果ガスによる地球温暖化に対しては、市が単独にできることは限られていることから、市民、事業者、行政が協働し、省エネ、省資源、自然環境保全などの取り組みを行います。

(4) 都市環境形成の方針

1) 持続可能な社会の形成

市民・NPO^{※1}・事業者などと協働で、省エネ、省資源、自然環境保全、環境監視などの取り組みを進め、市民の意識の高揚を図る啓発や活動支援を行い、持続可能な社会の形成を推進します。

2) 都市施設などにおける緑の創出と活用

公園緑地等に加え、道路及び公共施設等の緑化を推進するとともに、市民や事業者が取り組む緑化活動への支援を推進し、民有地緑化の促進を図ることで、緑豊かでゆとりとうるおいのある都市環境の形成に努めます。

3) 良好な水環境の保全と活用

下水道の整備に努め、住環境の改善や市街地における浸水被害の防除、河川浄化等を図ります。

下水道が整備された区域において、下水道接続率の向上を推進するとともに、未整備の区域においては、合併処理浄化槽の普及促進も含め、快適な生活環境の維持・改善を図ります。

4) 市民参画による水と緑の環境活用

環境に関するイベント等の開催を通じて、都市及び自然環境に関する市民意識の向上に努めます。

身近な環境改善運動として、市民参画による道路、公園、河川等の維持管理を行い、良好な都市及び自然環境の創出についての意識啓発を推進します。

※1：「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

4 都市景観形成の方針

(1) 都市景観形成に関する基本的な考え方

都市づくりにおいては、日常生活において必要となる都市の機能性や利便性、安全性に加え、地域固有の歴史性、文化的魅力、自然的魅力などが重視されるようになっていきます。

なかでも、本市の景観は、木曽川や五条川等に代表される自然の資源をはじめ、藤で有名な曼陀羅寺や織田信長の室であった「生駒の方」のゆかりの生駒屋敷跡のほか、布袋の町中に残る蔵や町家などの文化・歴史の資源を活かして、個性ある魅力的な景観を形成していく必要があります。

市街地の景観については、良好な景観形成のため屋外広告物の規制に努めるとともに、人の交流が多い鉄道駅周辺では、緑を感じられる憩い空間の創出を図ります。

(2) 都市景観形成の方針

1) 自然景観の形成

木曽川は、本市を代表する自然景観であり、木曽川の水の流れと緑あふれる河川敷が作り出す景観の保全・活用を図ります。

五条川の桜並木については、本市の郷土景観であるため、関係機関と協議しながら定期的な剪定や消毒などの維持管理に努めます。

2) 文化・歴史的景観の形成

市内各地に点在する史跡等の歴史的な資源を繋ぐ「ふるさと江南歴史散策道」を中心に、文化・歴史的景観の維持に努めます。

市内の史跡・名勝や社寺等は、地域の文化や歴史を伝える貴重な資源であることから、地域への愛着と誇りの醸成に向け、資源を活用した景観形成に努めます。

布袋地区については、街なかに残る蔵や町家などの文化・歴史の資源を活かした景観形成に努めます。

3) 市街地景観の創出

江南駅周辺と布袋駅周辺では、街路樹などによる道路景観の保全や、駅前を実施する花いっぱい運動などにより景観の向上に努め、本市の中心拠点にふさわしい都市的な景観形成を推進します。

市民の参加による「花いっぱいコンクール」を実施することで、明るく楽しいまちかどの形成を図ります。

5 都市防災の方針

(1) 都市防災に関する基本的な考え方

本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域^{※1}」に指定されており、大規模地震が発生する危険性が高い地域となっています。地震による被害を減らすには、住宅や建築物の倒壊を防ぎ、耐震性を確保して被害の軽減を図ることが重要となります。

また、河川流域での都市化の進行にともない、保水・遊水機能が低下しており、豪雨時における浸水被害が懸念されています。

このような状況において、帰宅困難者への対応も含め、災害時における被害を最小限に食い止めるため、行政・事業者・市民の役割を明確化した防災対策の推進及び総合的な防災体制の確立を目指します。

震災により都市基盤が脆弱な市街地に大きな被害が発生した場合等において、住民との合意形成を図りつつ、市街地の迅速な復興に向けた震災復興都市計画の事務に取り組めるよう体制の構築に努めます。

(2) 都市防災の方針

1) 避難場所・避難路の安全性の確保

緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進します。

防火水槽や消火栓など、地域に身近な防災施設・設備については、市民や関係機関の協力を得て、維持管理の適正化に努めます。

2) 市街地の安全性の確保

生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、町並みの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、ブロック塀から生垣へ改修する支援や空き家の所有者等への適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機能の向上に努めます。

3) 浸水被害の防止

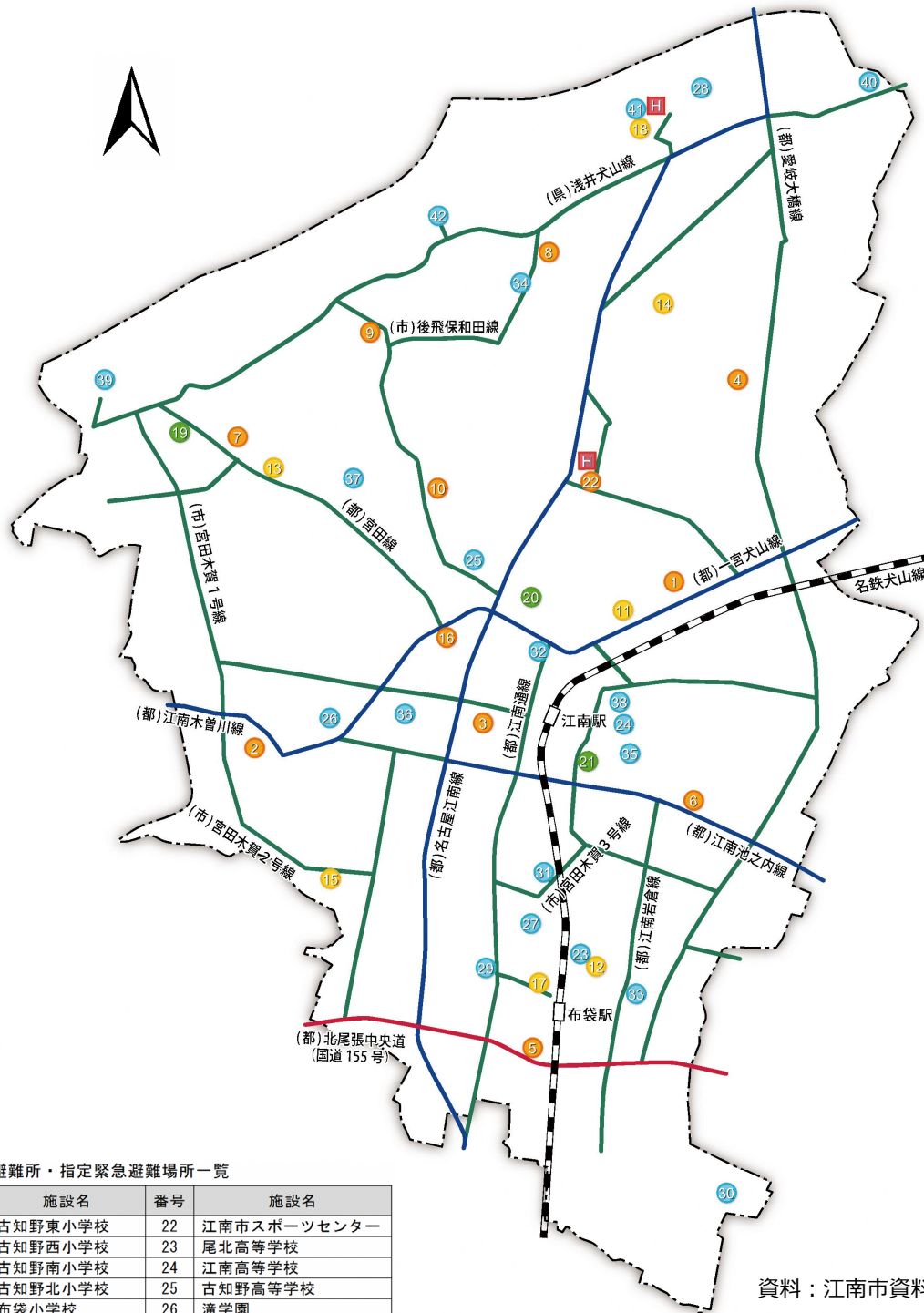
市街地の浸水被害の抑制に向けて、河川改修を促進し、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置を支援するとともに、保水機能を有する田園集落地の一団の農地の保全に努めます。

農地などの保水機能を有する土地の開発にあたっては、雨水流出抑制施設の設置など、代替機能の確保を促進します。

4) 防災体制の確立

災害時の被害軽減及び被災後の円滑な復興活動に向け、自治会や事業所などで組織される自主防災会や自衛消防隊などと行政との連携強化を推進するとともに、まちの被害や復興を想定したワークショップ（事前復興まちづくりの取り組み）の開催などを検討します。また、発災時に地域などで適切な避難行動が可能となる体制の構築を支援します。

※1：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、国の中央防災会議により指定された地域。（本市を含め愛知県下全市町村が指定されている）。



資料：江南市資料（H30）

■指定避難所・指定緊急避難場所一覧

番号	施設名	番号	施設名
1	古知野東小学校	22	江南市スポーツセンター
2	古知野西小学校	23	尾北高等学校
3	古知野南小学校	24	江南高等学校
4	古知野北小学校	25	古知野高等学校
5	布袋小学校	26	滝学園
6	布袋北小学校	27	地藏山児童遊園
7	宮田小学校	28	草井児童遊園
8	草井小学校	29	布袋児童遊園
9	藤里小学校	30	二子山児童遊園
10	門弟山小学校	31	交通児童遊園
11	古知野中学校	32	古知野中児童遊園
12	布袋中学校	33	北山児童遊園
13	宮田中学校	34	小鹿児童遊園
14	北部中学校	35	白山児童遊園
15	西部中学校	36	(仮称)大間児童公園
16	老人福祉センター	37	曼陀羅寺公園
17	布袋ふれあい会館	38	中央公園
18	すいとびあ江南	39	蘇南公園
19	宮田保育園	40	江南緑地公園(中般若)
20	古知野中保育園	41	江南緑地公園(草井)
21	中央保育園	42	フラワーパーク江南

凡 例	
	第1次緊急輸送道路
	第2次緊急輸送道路
	優先的に通行を確保する道路
	指定避難所(地震用・風水害用)
	指定避難所(地震用)
	指定避難所(風水害用)
	指定緊急避難場所(地震用)
	ヘリポート
	鉄道・駅

■緊急輸送道路及び指定避難所・指定緊急避難場所の位置図